

事前登録手続について

千葉地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには事前の登録を必要とします。

この事前登録は、下記①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の事前登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、事前登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申請方法

- (1) 申請者は、以下の書類の全てを郵送にて、千葉地方検察庁検察広報官宛てに提出してください（既に他の検察庁へ登録済みの記者を除く。）。

ア 登録申請書 [登録申請書(Excel)]

- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日等）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm×3 cm）1枚を添付。

- ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、下記(ウ)に掲げるもの、同⑧に該当するとして申請する記者は、下記(ウ)及び(イ)に掲げるもの

(ウ) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

[証明書ひな形(WORD)]

(2) 既に他の検察庁へ登録済みの記者については、下記ア、イの書類を郵送にて、千葉地方検察庁検察広報官宛てに提出してください。

ア 登録申請書

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm×3 cm）1枚を添付。

必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知願います。

(3) 本事前登録の申請期限は、**5月29日（金）**（消印有効）です。

3 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には、5月末までに、郵便等でその旨お知らせします。

また、登録が認められた方には、下記4に記載のお知らせをもって、代えさせていただきます。

なお、登録の有効期間は、翌年5月末までの1年とし、その後は、毎年5月頃に登録申請を行うこととなりますが、募集期間外の申請には応じませんので、御注意ください。

4 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見については、通常、開催の1時間前にその旨を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者宛てに、原則としてメールでお知らせする予定です。

については、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレスを、同⑦及び⑧に該当する記者は、自己使用の特定のメールアドレスを登録していただく必要があります。その手続については、登録が認められた方に後日お知らせします。

5 記者会見等への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、おって、当庁ホームページ等適宜の方法でお知らせします。

6 登録申請書郵送及び問い合わせ先

〒260-8620 千葉市中央区中央4-11-1

千葉地方検察庁 総務部検察広報官 宛て

電話 043-221-2414 内線 2824

（メール・FAXでの問合せには応じておりません。）

以上